

業務の運営に関する規程

株式会社アクティブアンドカンパニー

第1 求 人

- 1 本所は、日本国内、全職種に関して、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス、電子メール又は本所ホームページからの申し込みでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファックスの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファックスの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求 職

- 1 本所は、日本国内、全職種に関して、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職の申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス、電子メール又は本所ホームページからの申し込みでも差し支えありません。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファックスの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファックスの利用又は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、本所職員が面接に同行させていただく場合がございます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。

- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、日本国内の全職種です。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者に詳しくおたずねください。

株式会社アクティブアンドカンパニー
代表取締役 兼 CEO 大野 順也

手数料に関する事項

当社が有料職業紹介事業を行った場合には、以下の通り手数料を申し受けます。

<手数料表>

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	一 円 手数料負担は 求人者 とします。
求人・求職の申し込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の理論年収（採用通知書、労働条件通知書等に記載されている額）の50%を超えない額 手数料負担は 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の理論年収（採用通知書、労働条件通知書等に記載されている額）の50%を超えない額 手数料負担は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金：1,000,000 円、活動1日当たり：100,000 円 成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の理論年収（採用通知書、労働条件通知書等に記載されている額）の50%を超えない額 手数料負担は 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の理論年収（採用通知書、労働条件通知書等に記載されている額）の50%を超えない額 手数料負担は 関係雇用主 とします。

以上

個人情報適正管理規程

- 1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、奨学金返済支援事業部の各担当とする。個人情報取扱責任者は事業所の職業紹介責任者 佐伯 和紀 とする。
- 2 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。更にこれに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 4 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理担当者は、職業紹介責任者とする。

令和 6 年 6 月 1 日

事業所名称 株式会社アクティブアンドカンパニー

奨学金返済支援事業部

返戻金制度に関する事項

当社より紹介し、中途採用された求職者に係る雇用契約が短期間で終了した場合（当該求職者の一身上の都合により退職した場合に限ります）、求人者から申し受けた手数料等の一部を、原則として以下の割合で払い戻しいたします。

1. 入社後1か月以内：人材紹介料に360,000円を加算した額の80%相当額
2. 入社後1か月超～3か月以内：人材紹介料に360,000円を加算した額の50%相当額
3. 入社後3か月超～5か月以内：人材紹介料に360,000円を加算した額の10%相当額

但し、新卒で入社した求職者については、入社後の人材紹介料等の返還は致しません。

また返戻金制度は、求人者と当社の間において個別に定める人材紹介基本契約書により、上記と異なる取り決めとする場合がございます。

以上